

塩谷郡代による豊前・豊後の新田開発

西江錦史郎

一

文化一四年日田代官に赴任した塩谷大四郎正義は、着任早々支配下天領の大規模な開発事業に着手した（塩谷は文政四年郡代に昇格、以下の記述では郡代とよぶ）。以下、大分県日田市広瀬家所蔵文書によりその概要を紹介する。

豊後日田には寛永一六（一六三九）年に代官陣屋が置かれ、第一表のように寛文五（一六六五）年から同六年、および天和二（一六八二）から貞享三（一六八六）年までの短期間に大名領であったのを除けば、九州天領支配の中心として又全九州の軍事的統治の要地として幕末に至る。

日田には近世初期から多数の商人があり、彼等は九州天領全域の年貢米を扱う掛屋を中心に行商活動を行つてゐた。一八世紀になると油、醤油、酒の製造販売を通じて急速に資本蓄積を進めた。さらにこの時期になると、この地方にもいわゆる享保改革の農業政策が浸透し、農業再建を中心とした商業金融政策が実行される中で、高利貸商業資本が育成された。千原家、草野家、森家、広瀬家等が典型的な日田商人として発達する。

塩谷郡代は、〔一〕新水利の設置による旧田畠の再興、〔二〕海岸線干拓による新田畠の開発、〔三〕主要河川開鑿による水運

第一表 日田の支配者一覧

『豊後日田永山布政史料』、『寛政重修諸家譜』、『徳川実紀』、『続徳川実紀』、藤野保『新訂幕藩体制史の研究』51表、西江錦史郎「大野川通船紛争をめぐる日田商人の役割』(大東文化大学『東洋研究』第50号所収)。

の開設、四それを利用した農産物の商品化による経済発展政策を豊前、豊後全域で非天領をも含めて推進した。その協力者として彼は日田商人を利用した。御用達商人は塩谷郡代の政策の実行を担当した。その中でも特に六代久兵衛の經營する広瀬家が他の日田商人を制して急速に事業を拡大してゆく。塩谷郡代の事業への全面的、積極的協力が広瀬家広隆の理由である。広瀬家が関係した事業は第一表のとおりである。それは塩谷郡代の政策の中枢部分を占めている。

一

塩谷郡代による新田開発事業は、計画段階では豊前、豊後の全部、筑前、日向、筑後の一部の海岸地帯を対象としていた。すなわち、加布里、松山、二崎、蓑島、八屋、宇之島、三毛門、高浜、小祝、田尻、和間、今津、布津部、下庄、高家、乙女、住江、沖須、中須賀、松崎、佐々礼、鼈木、水崎、志手、草地、金屋、櫛海、櫛来、鬼籠、下岐部、深江、真那井、萩原、原津、松山、原、久瀬ヶ瀬、家島、津志川内村、木立、城内、とやしま、長洲、早米木の各村及び大牟田川川口である。

この中で第一表に掲げた一五新田が天保六年までに完成し、他の箇所でも計画が実施中であったが、天保七年塩谷郡代の解任、江戸召還とともに、櫛海新田、津志川内村北新田、城内新田、とやしま新田、木立村新田を除いて中断される。これはこの干拓事業が郡代の強い意志と実行力で強力に遂行されたからであろう。それは、事業に協力をした広瀬久兵衛の日記中の、郡代に随行して新田事業への勧誘に回る際の、各地新田引請関係者との交渉にも強く現

第一表 塩谷郡代による開発

開発箇所	着工	完成	海岸堤防 ([間])	反別 (町歩)	高 (石)	費用 (銀・貫)
新田名	文政9年	天保3	23	61,518	141	
浜高家新田(豊前字佐郡高家村地先)	文政9年	天保2	12.9	110,626	127	
乙女砂	文政9年	同	1,037	723	18.5	361
高順郡新田(豊前字佐郡乙女村地先)	文政9年	同	337	12.7	51,269	18.2
風中	文政9年	天保4	646	12.7	138,508	17
新田(豊前字佐郡住江村地先)	文政9年	同年中	345	2.4	20,658	229
須村新田(豊前字佐郡冲須村地先)	文政9年	同	1,395	16.7	145,831	
神子山新田(豊前字佐郡中須賀村, 沖須村地先)	文政10年	同年中	937	14.1	117,157	895
北鶴田新田(豊前字佐郡松崎村地先)	文政7年	同	13.1	102,203	107	
伊和保新田(豊前字佐郡松崎村地先)	文政10年	同	434	70	10,954	460
久兵衛新田(豊前字佐郡松崎村地先)	文政9年	同	2,060	6.5	37,236	51
吳崎新田(豊後国東郡志手村地先)	文政11年	同年中	540	350	64,810	1,320
鹿和田早新田(豊後国東郡金屋村, 草地村地先)	文政12年	同年中	4,000	16.8	63,623	198
千葉前怡土郡加布里村地先)	文政12年	同年中	145	2.1	17,114	21.7
白岩用水井	天保4年	同年中	40	251,141	97.6	
小ヶ瀬井路						
大野駅館後	河川開鑿					
川(細長から下流)						
川(上流三隈川, 中城川)						

庄内家文書「新開丸取調書」,『日高旧領取調帳』より作成

われている。⁽²⁾また完成した各新田に投下された資金に対し、著しく利益の回収率が悪いことから、当然それは事前に予測され、参加した出資者が損失覚悟でこの事業に参加したこととも考えられる。

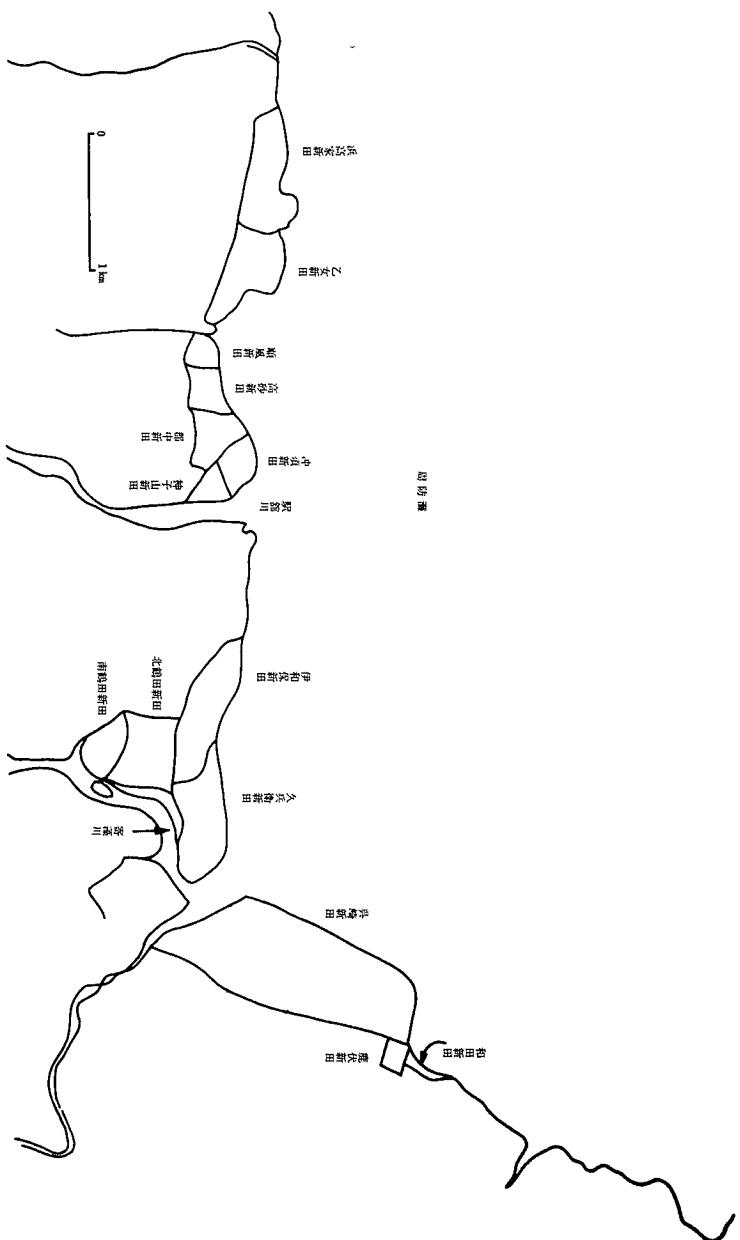
三

天保六年まで完成した一五新田のうち筑前怡土郡の加布里村新田を除く一四新田の位置は第一図のようになる。次にその完成時の概略をみる、北鶴田新田以外の一三新田すべてが「文政八年正月大繩御丁張」⁽³⁾とあるように同時に実行に移された。

新田引請の型は、いわゆる町人請新田であるが、さらに引請人の構成から〔一〕個人請新田（高砂新田、神子山新田、伊和保新田、久兵衛新田、北鶴田新田、南鶴田新田、和田新田、鹿伏新田）、〔二〕村請新田（浜高家新田、乙女新田、順風新田、沖須村新田）、〔三〕郡中請新田（郡中新田、吳崎新田）に分類することができる。

一四新田の総面積は五五〇町歩余、総高一、四〇五石、最も耕地面積が大きいのは三五〇町歩の吳崎新田、最小は和田新田の二町一反歩である。

新田の工事竣工（一応外堤が完成し、潮止が完了した時点）までの総費用は銀四、一八八貫目、個別的に、最大は吳崎新田の銀一、三二〇貫目であり、最小は沖須村新田の銀一七貫目である。費用の負担は個人請、村請、郡中請の区別にかかわりなく全額引請人の負担になった。資金調達は〔一〕引請人の自己資金、〔二〕領主（天領の場合は日田郡代）からの貸付金、〔三〕その他の借入金から構成されていた。〔二〕の公的な貸付金は全新田へ支給されている。ただこの場合



貸付金の全工費に占める比率は一定ではない。最も比率が高いのは浜高家新田の二六%である。

各新田の引請人すなわち出資者は村請の場合以外は日田郡代支配下の天領及び、完成する新田の帰属領主支配下の商業資本家が多い。ただ彼等は、引請人あるいはその物代として文書に署名する場合は、たとえば久兵衛新田引請人の広瀬久兵衛の場合のように「豊後国日田郡中城庄村屋広瀬久兵衛」と記す。久兵衛は資産の一部に質地地主として集積した田畠を所有し庄屋を兼ねていた。一新田の「掛り」を勤め工事遂行の一切を支配する御用達商人が、別の新田の引請人になる場合が多い。たとえば郡中新田の引請人惣代宇佐郡上田庄村屋俊藏は沖須村新田の「掛り」を勤めている。なおこれら引請人達が出資する資金は自己資金の割合が高いが、この中には「頼母子講」等の金融資本としての信用力を利用した資金も含まれている。

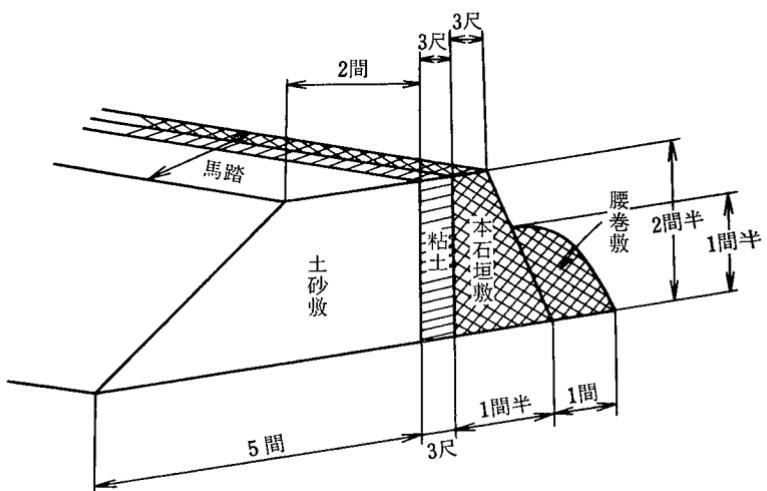
新田の鉢下期間は一〇ヶ年である。これは着工、竣工の時期に関係なく「大縄御丁張」の文政八年から起算する。ただし久兵衛新田の場合は例外で二〇ヶ年である。これは作物の不生育を理由に郡代に願い出て一〇年間の鉢下延期を許されたからである。

出百姓すなわち新開拓地に小作人として入植する農民には住居、農具、食料その他が無償で提供された。小作人一軒当たりの配分土地面積は一応一町歩が基準になつていて、耕作地が極端に少く田畠の耕作だけで生計を立てられない場合には、副業として製塩業を営むことになる。新しく入植した小作人達の出身地は、近接村落あるいは引請人の縁故の村々とはかぎらない。たとえば久兵衛新田の場合、六名の出百姓の出身地が豊前一、周防二、豊後一、伊予一となつていて、また小作人の耕作地は複数の新田にまたがる場合がある。同じく右の六名の農民全部が隣接の伊和保新田の小作地に耕作に入っている。

通常新田開発を行う場合には、先ず最初に水利を確保してから、その利用範囲内で開田するのが鉄則である。用水確保をせずに開拓工事を断行したのがこの干拓の一つの特徴である。天保七年の段階で一四新田全部が天水に頼つてゐる。これには二つの理由がある。第一は呉崎新田、高砂新田、乙女新田、浜高家新田では最初から塩田事業が主で、農業生産は從であつたことである。第二は計画段階で利用する予定の水源が田畠完成段階で使えなくなつたことである。南鶴田新田、北鶴田新田の場合は駅館川上流広瀬村に堰を築いた白岩用水（広瀬井路）を利用する予定が工事の失敗で通水できなかつたためであり、伊和保新田の場合には、同じく駅館川下流嶋原領高森村に堰を築き水路を引く予定が、これも工事に失敗した。久兵衛新田の場合には隣接の佐々礼村の溜池の利用をめぐり地元村との折合がつかなかつた。明治時代に至るまでこの四新田は用水の確保に苦しみ、幾度か水利工事を試みるが失敗を重ねる。その困難克服のため一方では呉崎新田の塩田事業のために導入された播州赤穂あるいは防州三田尻の製塩技術を使用して製塩業の移植の努力が続けられる。

右のように井堰構築技術が成功に結びつかなかつたのに対して、干拓のための外堤工事の技術は優れていた。海岸干拓においては、潮留用の海岸堤の構築が工事の困難の大半を占める。この外堤の完成が工事の一応の竣工とも考えられている。そのため強い堤防を如何に経済的に作るかが工事担当者の関心であった。本工事のために近世後半の土木技術特に石垣を利用する治水技術において最も高い水準にあつた備前から児島の石工が招かれている。完成した外堤は総延長一四、三四二間であつた。堤防の海敷すなわち海側に面した側には石垣を積み、本石垣敷と称した。堤防の内側は土堤であり土砂敷とよぶ。平常浪の当る部分にはさらに石垣を張り出させる。これを腰巻敷とよぶ。浪当たりの強い箇所では石垣は二重になる。さらに危険な場所では潮・浪徐用の杭・柵が設置される。石垣と土砂敷の内側

第二図 外堤の構造



四

に棒杭が並行して打込まれその間に粘土が充填され海側からの漏水が防止された。第二図は伊和保新田の外堤の一部の構造であるが、各部分の数値の比率は必ずしも一定ではない。

次に、天保七年塩谷郡代の江戸へ召還後、新任の代官高木作右衛門忠篤に提出された各種報告書の一部である『新開丸取調書』および各新田別の『丸取調書』を中心に、新田ごとに工事完成時の概要をみる。

浜家新田^④
 位 置 豊前国宇佐郡高家村地先
 引請人 村引請
 田畠反別 一二町六反一畝一二歩
 高 六一石五斗一升八合

此訛 田反別 三町五反八畝一二歩

内 反別二町八反二七步
高四斗五升 未仕付分

高 三三石五升四合

烟反別 九町三畝歩

高 二九石四斗六升四合

内 反別二町八反二七步
高四斗五升 未仕付分

塙浜反別

一〇町五反二畝七歩（内三町五反六歩未仕付分）

鉢 下 文政八年一天保五年

工 期 文政九年二月一天保三年

海面堤延長 七五〇間余

高一間一尺一二間
但馬踏一間一尺一二間四尺

敷五間三尺一八間三尺

但海敷石垣延長凡四六〇間腰巻共二重石垣

新開内小堤延長 凡一、一〇〇間

高三尺一間
但馬踏三尺一二間

敷一間一四間

樋 石垣樋海面堤に計四箇所（但長二間半 内法高二尺）

内堤石樋計三箇所（但長二間半 内法高二尺）

内堤木丸樋計六箇所（但長一間半一三間迄）

檢 地 天保三年一五年

生産開始状況 文政一〇年から塩浜を仕立て生産を始めた。天保二年から田畠を二反歩程試作したが、地盤が岩で表面が砂のため作物が生育しない。

工 費 銀一四一貫五〇〇匁

内銀三七貫一二〇匁 郡代より借金

銀一〇四貫三八〇匁 村方より出銀

新開取懸りから仕上げまでの堤築立賃金、石垣仕立、竹木その他の材料代人足賃の合計賃の合計額である。右費用の他に天保四年から同七年までの四ヶ年間に必要とした堤防の修繕費として銀四貫八〇〇匁余が出費されている。

乙女新田^⑤

位 置 豊前国宇佐郡乙女村地先

引請人 村引請

田畠反別 一二町九反四畝

高 一一〇石六斗二升六合

此訛 田反別 一〇町七反一七畝

高 一〇四石一斗七升五合

畠反別 二町二反三畝

高 六石四斗五升一合

内 反別一町一反六畝四歩
高三石一斗四升四合 未仕付分

工 錄 下 文政九年～天保二年

工 期 文政九年～天保二年

海面堤延長 一、〇三七間
高四尺～一間四尺
但馬踏四尺～三間
敷三間～七間四尺

但 内八一四間余海敷は石垣

新開内小堤延長 凡五二〇間
高二尺～五尺
但馬踏三尺～四尺

石垣 橋海面堤計三箇所
長二間半～八間
但馬踏三尺～四尺
敷四尺～一間

石垣 橋海面堤計三箇所
長一間～一間半
但馬踏三尺～四尺
敷四尺～一間

内堤木柵計八箇所
長一尺～五寸
但馬踏三尺～四尺
敷四尺～一間

内法横一尺～二尺

検 地 天保三～四年

生産開始状況 文政一二年に塩浜の試作を行つたが、塩の生産が不可能であつたために、塩田を潰し田畠に転換、高入れを願い出た。天保元年より田畠試作を始めたが小石が多く作物が生育しない。

工 費 銀一二七貫八〇匁

内銀二〇貫四三〇匁 郡代より借用

銀一〇七貫三五〇匁 村方より出銀

この他に天保二年から天保七年までの五年間に堤防補修費として銀三貫九百匁程の出費があった。

高砂新田⁽⁶⁾

位 置 豊前国宇佐郡乙女村、住江村地先

引請人 宇佐郡住江庄村屋 九郎兵衛

田畠反別 一八町五反五畝五歩

高 一八四石五斗四合

此訛 田反別 一六町八反三畝一九歩

高 一七八石七斗七升二合

畠反別 一町七反一畝二七歩

高 五石七斗三升二合

鍬 下 文政八年～天保五年

工 期 文政九年八月～同一〇年八月。（但し土堤のみ完成、天保元年から海面石垣に取替つたが同七年現在完成していない。）

海面堤延長 凡七二三間

高二間
但 馬路三間
敷一〇間

但海敷惣石垣

塩谷郡代による豊前・豊後の新田開発（西江）

新開内小堤延長 一、五九四間

石垣桶（石面堤石垣桶計三箇成）

長八間
但立三尺五寸
横三尺

石垣桶（岡手用水桶）一箇所

長八間
但立横三尺

内堤木桶八箇所

検地 天保三年

生産開始状況 文政一一年三月大塩田を開設したが、塩の生産が不可能なために段々と田畠に転換、文政十二年

から字外浜田に二反歩程の水田を試作。

工費 銀三六一貫一八七匁八分七厘

内銀四四貫七六七匁二分 役所より借用

銀一三貫六九匁九分一厘 他からの借用

この他に塩浜の田畠転換費用と毎年の石垣補修費が銀三〇一貫三五〇匁余支出された。これは庄屋九郎兵衛
が出銀した。

順風新田⁽⁷⁾

位 置 豊前国宇佐郡乙女村地先
引請人 引受人惣代乙女村亦助

田畠反別 五町四反六畝十二分

高 五一石二斗六升九合

此訳 田反別四町二反八畝二歩

高四四石二斗八升

内 反別一町九反七畝三歩
高一九石三斗四合 未仕付分

内畠反別一町一反八畝

高六石九斗八升九合

鉢 下 文政八年～天保五年

工 期 文政九年八月～同十一年八月。天保三年石垣完成

海面堤延長 凡三三七間 但 高一間四尺～一間二尺まで

馬踏二間～五尺

放 五間～四間

但海面堤惣石垣

新開内小堤延長 五八〇間 但 高五尺～一間

馬踏一間～二間半

長八間

樋 石垣樋海面一箇所 但 内法立二尺五寸～横三尺

内法立二尺五寸

内樋計六箇所 但長一間～二間半

用水取樋 一箇所長三三一間 但 内法一尺五寸

横一尺五寸

塩谷郡代による豊前・豊後の新田開発（西江）

検 地 天保三年

生産開始状況 文政一〇年から二町歩程塩田を開設し、試作したが、塩の生産が不可能なために役所からの命令で段々と田畠に転換。天保二年から水田の作付を開始。

工 費 銀七六貫三百八五匁三分五厘(塩浜二反歩の仕立代金及びそれを田畠に転用した費用も含まれている)

内銀一二貫四〇〇匁 役所より借用

銀一貫五〇〇匁 その他から借用

この他に天保四年から同七年までの四年間の堤防修理費用銀二〇貫が別に支出されている。

郡中新田^⑧

位 置 豊前国宇佐郡住江村地先

引請人 宇佐郡中請 郡中惣代俊藏

田畠反別 一二町七反七畝二歩

高 一三八石五升八合

此訛 田反別 一一町八反一畝二四歩

高 一三四石一斗九升一合 内 反別 四町四反三畝

畠反別 九反五畝二七歩

高 三石八斗六升七合 内 反別 一反九畝九歩
八斗三升六合 未仕付分

鉢 下 文政八年～天保五年

工 期 文政九年九月～天保四年

海面堤延長 凡六四六間

但 馬踏三間～八間
高一間～二間
敷七間一尺～五間

但 海面石垣延長五五五間 内九二間余は二重石垣

新開内堤延長 凡一、〇〇〇間

但 馬踏三尺～一間
高四尺～一間
敷三間～五間

樋 海面堤垣樋計五箇所 但 長六間～八間

法三尺～六尺

内堤扒樋計五箇所 但 長三間～六間

法一尺～二寸五分

検 地 天保二年～同四年

生産開始状況 文政一年から田畠少々試作

工 費 銀一八二貫七〇〇匁

内銀四八貫 役所から借用

この他に天保五年から同七年までの石垣修繕費として銀九〇貫が支出された。

沖須村新田^⑨

位 置 豊前国宇佐郡沖須村地先

塩谷郡代による豊前・豊後の新田開発（西江）

引請人 村引請

田畠反別 二町四反八畝六分

高 二〇石六斗五升八合

鋤下 文政八年～天保五年

工期 文政九年～同年中。同八年新開出百姓の家作を建築。

海面堤延長凡三四五間
高五尺一寸七分六厘七毫
但留三尺

但海敷石垣凡九一間
敷四尺

樋二箇所

検地 天保四年

生産開始状況 文政一三年から田畠試作。

工費 銀一七貫一四五匁

この他に出百姓家作建築費及び農具代銀が三貫四六〇匁支出された。さらに堤防修理費用銀七貫五一匁を

支出

神子山新田^⑩

位置 豊前田宇佐郡中須賀村・沖須村地先

引請人 宇佐郡中須賀村七郎右衛門外五人并村方

田畠反別 一六町七反八畝九分

高 一四五石八斗三升一合

此訛 田反別 一一町三畝一二歩

高 一二四石一斗九升三合

烟反別 五町七反四畝二七歩

高 二二石六斗三升八合

鉢 下 文政八年～天保五年

工 期 文政九年七月同一三年。石垣工事も完成。

海面堤延長 凡一、三九五間 但 馬踏一間三尺
高一間一尺～二間三尺

海面堤延長 凡一、三九五間 但 馬踏一間五尺
敷六間三尺～一五間

但海面惣石垣、沖手一文字凡三七〇間程腰巻は二重石垣。

新開内小堤延長 凡七〇〇間 但 馬踏五尺～一間
高三尺～五尺
敷一間～二間

樋 石垣樋入川堤二箇所 但 長八間余
法高二尺五寸
横三尺

内堤木樋計三箇所 但長凡四間～五間

用水石樋一箇所 但長五間余

塙谷郡代による豊前・豊後の新田開発（西江）

検 地 天保四年八月～同五年一月

生産開始状況 天保二年田畠を試作したが、田方は用水が乏しく、畠方は荒砂で作物は生育しない。

工 費 銀二三九貫三〇〇匁

内銀三九貫九六〇匁 役所から借用

銀八貫目 他からの借用

銀一八一貫三四〇匁引請人并に中須賀村・中須村々方で出銀

この他に天保四年から同七年までの堤補修費が銀九貫八〇〇目支出されている。

伊和保新田^⑪

位 置 豊前国宇佐郡松崎村・佐々礼村地先

引請人 宇佐郡四日市村幸六他八名

田畠反別 七〇町歩程

高 檢地猶予のため高入なし

鋏 下 文政一〇年～天保七年

工 期 文政一〇年三月～同十三年

高一間一尺二寸
馬踏一間四寸

海面堤延長一、〇六八間 高一間一尺二寸
馬踏一間四寸
敷四間一五間

但海敷凡一、二〇〇間は石垣、内七〇〇間は二重石垣

生産開始 天保二年から田畠試作を少々行つたが用水が使用出来ないため作物が生育しない。

検地 天保七年現在猶予中

工費 四六〇貫八六九匁

この中には他からの借用銀九五貫の他に広瀬久兵衛からの借用銀七五貫九五三匁五分が含まれている。

久兵衛新田^⑫

位 置 豊前国宇佐郡松崎村地先

引受人 豊後国日田郡中城村庄屋広瀬久兵衛

田畠反別 六町五反九歩

高 三七石二斗三升六合

鍬 下 文政一〇年より天保七年

工 期 文政一〇年九月より同一年六月、文政一三年石垣完成

高一間より一間二尺

海面堤延長 凡五四〇間 但馬踏五尺より一間一尺
敷六間より六間三尺

但海敷惣石垣

検地 天保三年

塙谷郡代による豊前・豊後の新田開発（西江）

生産開始状況 塩田試作を行つたが塩が出来ない。又文政一二年から畠へ試作したが岩砂で生育しない。田方用

水が確保され次第水田へ転換のつもり。

工費銀五一貫

内銀七貫八〇〇匁 役所より借用

同銀七貫五〇〇匁 他より借用

この中には出百姓家屋六軒塩浜屋六軒の建築費も含まれている。

北鶴田新田^⑬

位 置 豊前国宇佐郡松崎村地先

引請人 嶋原領宇佐郡□□村庄屋善左衛門

田畠反別 一三町一反一畝二四歩

高 一〇二石二斗三合

此訣 田反別 七町六反一畝一五歩

内 反別三町八反五畝三歩
高三七石七斗八升七合五匁 未仕付分

畠反別 五町五反九歩

高 二五石五斗七升七合 内 反別二町八反四畝六歩
高 一二石八斗七升 未仕付分

塩浜反別 五反二畝六歩

高 五石四斗八升一合

鉢下 文政一〇年～天保四年

工 期 文政七年～同年中

海面堤延長 凡四三四間

高三間～二間三尺
但馬踏一間半～二間
敷七間～八間

新開内小堤延長 凡七八〇間

高三尺～一間
但馬踏二尺～一間
敷一間～二間

樋 海面堤石払樋三箇所

長八間
内法高三尺
横四尺

検 地 天保三年

生産開始状況 文政九年より田畠試作しているが底塙が強く、又天水に頼るため作物は生育しない。

工 費 銀一〇七貫 役所からの借用なし

この他に文政一年以後の堤防の補修費として六貫五〇〇匁を支出。

南鶴田新田^⑭

位 置 豊前国宇佐郡松崎村・崎木村地先

塩谷郡代による豊前・豊後の新田開発（西江）

引請人 島原領宇佐郡□□村庄屋弥十郎

田畠反別 一四町一反五畝三歩

高 一一七石一斗五升七合

此訣 田反別 八町六反一畝二一步

高 九〇石二斗二升七合

内 反別五町六反六歩
高六石六斗二升二合 未仕付分
反別二町二反八畝
高二〇石五斗二升 勝手作風壤之分

畠反別 五町五反三畝一二歩

高 二六石九斗三升

鉢 下 文政一〇年～天保七年

工期 文政一〇年二月～同年中

高九尺～二間

海面堤 延長九三七間 但馬踏一間半
敷六間～七間

但惣土手

新開内小堤延長 一、〇七八間

高一間
但馬踏三尺
敷一間半

長七間

樋 石垣樋木樋海面堤計四箇所

但高二尺
横三尺

石垣樋木桶内堤計三箇所

長二間
但高一尺五寸
横二尺

検地 天保三年

生産開始状況 文政一年から畑作を試しているが底塩強く田方用水なく作物が生育しない。天保二年には塩田を開いて試作を始めた。

工費 銀八九貫四九九匁

但役所からの借用はない。

鹿伏新田⁽¹⁵⁾

位 置 豊後国国東郡草地村・金屋村地先

引受人 島原領國東郡芝崎村藤九郎外五人

田畠反別 一六町八反九畝二一步

高 一六三石六斗二升三合

此訛 田反別 一三町五反五畝

高 四七石二斗三合

内七町五反二畝六歩未仕付分

内五町三反一畝一二歩塩浜仕付分

七反一畝一二歩当秋内見帳差上るつもりの毛附分

塩谷郡代による豊前・豊後の新田開発（西江）

畑反別三町三反四畝一一歩

内一町四反一八歩未仕付分

高一六石四斗二升

鉢下文政一〇年正月～同年六月

工期文政一〇年正月～同年六月

高一間半～四間

海面堤延長 凡一、〇〇〇間 但馬路一間～三間

般五間～一〇間

但海面惣石垣凡一五〇間程腰巻共二重石垣

桶 海面堤石扒穂二箇所 長八間半 但高二尺三寸

横三尺

長五間

但高一尺五寸

横一尺五寸

長六間

但高三尺

横三尺

内堤石扒穂二箇所 長六間

但法高三尺

横三尺

内堤丸木桶計五箇所 但長二間～五四間

検地天保三年

生産開始状況 文政一二年より塩田少々試作、天保三年より田畠試作中であるが田方は水が乏しく、畠方は小石

が多く作物が成育しない。

工 費 銀一九八貫六九三匁六分

内銀一五貫目 領主から援助

同銀一八三貫六九三匁六分 請負人から出銀

この外に文政十一年冬に領主から援助を受け百姓家五軒を建築した五〇両、天保四年から同七年までの外堤補修費銀五一貫九〇四匁八厘が出費されている。

和田新田⁽¹⁵⁾

位 置 延岡領豊後国東郡金屋村地先

引受人 延岡領國東郡金屋村庄屋儀兵衛

田畠反別 二町一反

高 一七石一斗一升四合

此訣 田反別 一町七反五畝六歩

田反別五反一畝一八歩
内 高 四石六斗四升四合 未仕付分

高 一五石七斗六升八合

田反別六反三畝一九歩
内 二反九畝五歩
高二石六斗二升五合 未完成分

高 五石七斗二升七合

田請勝手塩分之分

畠反別三反六畝二一步

塩谷郡代による豊前・豊後の新田開発（西江）

高 一石三斗四升六合

鋤 下 文政一〇年～天保七年

工 期 文政一〇年二月～同年四月

海面堤延長 一四五間 高三尺～二間半
但馬踏三尺～一間 敷二間～七間

但海面堤惣石垣

新開内小堤延長 凡一一五間 高二尺～三尺
但馬踏三尺

敷一間

樋 海面堤石垣樋一箇所 高七間
但法二尺五寸

内堤木丸樋二箇所 高七間

但長一間

検 地 天保四年

生産開始状況 天保二年から田畠試作を行つたが用水がないため成育不良、又同年塩田試作開始

工 費 銀二一貫七〇〇匁

内銀五貫目は島原領主からの援助

この他に堤修理費用銀七貫五〇匁が支出されている。

吳崎新田⁽¹⁷⁾

位 置 豊前国国東郡志手村地先

日田郡国東郡

引受人 玄珠郡直入部
下毛郡井地元四箇村 引請

総 反 別 三五〇町歩

田 烟 反 別 八町四反二二歩

高 六 四 石 八 斗 三 升

鋤 下 文政一〇年～天保七年

工 期 文政一一年～同二年九月、天保六年に石垣完成

海面堤 延長凡四、〇〇〇間 内三五二〇間海敷石垣

生産開始状況 天保二年田畠試作、製塙開始

工 費 銀一、三二〇貫

内銀九三貫は天領助合穀銀を使用して援助。

注

① 以前「大野川通船紛争をめぐる日田商人の役割」（大東文化大学東洋研究所紀要『東洋研究』五〇号所収）において、土木学会編『明治以前日本土木史』、渡辺澄夫『大分県の歴史』により、本表と同目的で「塙谷代官による開発」と題する表を作成した。同表には本表の沖須村新用、鹿伏新田、和田新田が記載されていない、本表では広瀬家文書中の「新開凡取調書」によりこの三新田を加えた。又同論文では『大分県の歴史』により岩尾新田をとり上げたが、これもやはり広瀬家文書により伊

塙谷郡代による豊前・豊後の新田開発（西江）

和保新田の別称（伊和保、巖保、岩尾）の一つであることが明らかになつたので訂正する。

② 広瀬家文書、広瀬久兵衛「天保四年自五月至十月新開場御見分御供諸用控」

③ 同家文書、各新田「丸取調書」

④ 同家文書「天保七年字浜高家新開丸取調書」

⑤ 同家文書「天保七年字乙女新開丸取調書」

⑥ 同家文書「天保七年字高砂新開丸取調書」

⑦ 同家文書「天保七年字高砂新開之内順風新開丸取調書」

⑧ 同家文書「天保七年字郡中新開丸取調書」、「天保七年郡中新田新田仕方取懸迄一ト通皆成就迄諸入用其外品々書外帳」

⑨ 同家文書「天保七年沖須村新田新田仕立方取懸迄一ト通皆成就迄諸入用其外品々書外帳」

⑩ 同家文書「天保七年字神子山新開丸取調書」

⑪ 同家文書「天保七年字伊和保新開丸取調書」、「天保七年伊和保新開仕立方取懸迄留後諸入用取調書」

⑫ 同家文書「字久兵衛新田丸取調書」、「久兵衛新田仕方取掛迄汐留後一ト通丈夫付迄之入用凡勘定仕上帳」

⑬ 同家文書「天保七年字北鶴田新開丸取調書」

⑭ 同家文書「天保七年字南鶴田新田丸取調書」

⑮ 同家文書「天保七年字鹿伏新田諸人用丸取調書上帳」

⑯ 同家文書「天保七年字北鶴田新開丸取調及書」

⑰ 同家文書「新開丸取調書」